

一般社団法人長崎県社会福祉士会
委員会の設置要綱

要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人長崎県社会福祉士会（以下「本会」という。）の事業を円滑に実施するための委員会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(委員会の区分)

第2条 委員会を次のとおり区分することができる。

- (1) 会の組織強化や事務局体制の基盤整備等、組織全般に係わることを目的する「総務・組織委員会」
- (2) 社会福祉士を対象とした基礎的知識の習得や技術習得のために資質向上を目的とした「研修委員会」
- (3) 広報誌の発行やホームページ等をとおして会の広報・啓発活動を目的とした「広報委員会」
- (4) 社会福祉士を目指す方々の養成と社会福祉士の実習指導者を支援することを目的とした「社会福祉士養成・支援委員会」
- (5) 地域包括支援センターに勤務する社会福祉士を対象に研修会や相談体制をとおして支援することを目的とした「地域包括支援センター支援委員会」
- (6) その他、調査・研究や本会の事業・実務の推進を目的としその企画運営を担う委員会

(委員会の設置)

第3条 委員会を新たに設置するときは、理事または事務局長による起案に基づき理事会に申請し、承認を受けなければならない。

2. 前項の申請に当たっては、目的・事業計画・予算・委員長及び委員人数構成等の案について明確にしなければならない。

(正・副委員長の選任)

第4条 各委員会に正・副委員長を置く。

2. 正・副委員長は、各委員会から選任するものとする。
3. 正・副委員長は複数の委員長を兼任しないものとする。ただし、理事会で必要と認められた場合はその限りではない。

(正・副委員長の任期)

第5条 各委員会の正・副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 正・副委員長は、任期満了または辞任後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(正・副委員長の責務)

第6条 委員長は、会長が指定する期日までに当該委員会の合議を経て、以下の各項を会長へ提出しなければならない。

- (1) 次年度事業計画・予算
- (2) 年度事業報告・決算

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、後任の委員長が選任されるまでの間その職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、必要に応じ適宜開催するものとする。

2. 委員会は、委員長が招集する。

(委員)

第8条 委員は、本会会員により構成する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員の入退会及び異動について)

第10条 会員は、希望する委員会を所定の様式に記載し、会長あて提出し入会することができる。

2. 退会または異動を希望する場合は、所定の様式に記載し、会長あて提出しなければならない。

(委員会の解散)

第11条 委員会を終了あるいは解散するときは、理事会の承認を得なければならない。

(改廃)

第12条 この要綱の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
2. 平成22年12月18日改正
3. 平成24年3月25日改正

一般社団法人長崎県社会福祉士会
委員会入退会及び異動届出書

1. 入会
() 委員会へ入会いたします。

2. 退会
() 委員会を退会いたします。

3. 異動
() 委員会から() 委員会へ異動いたします。

一般社団法人長崎県社会福祉士会
会長 小川 睦 様

上記のとおり、届出書を提出いたします。

平成 年 月 日

氏名 _____ (会員番号 _____)